

令和7年度

第10回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和8年1月6日(火) 午後1時30分～午後2時25分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	道下 和子	○	
7	須應 敏明	○		19	井上 伸啓	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓	○		23	小田 徳生	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	中村 雅文		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀		○
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	木村 泰三	○		出張所長	糸原 秀晴		○
(西城出張所)				主 任	島田 竜矢	○	
出張所長	日野原 祥二		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶	○		出張所長	掛札 靖彦	○	
				主 任	加川 元暁		
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	村木 莉加	○		主任主事	福田 哲彦	○	

事務局長	<p>ただ今より、令和7年度第10回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。</p>
議長	<p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は24名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>2番堀江委員さん、3番木村委員さん、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号54から58の5件について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>資料にて、権利を設定または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様よりご質疑・ご意見はございますか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>それでは採決に移ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号54から58の5件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号54から58の5件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>挙手全員、許可することと決定されました。</p>

議長	<p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程します。事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第2号 「農用地利用集積等促進計画原案への意見聴取について」、説明させていただきます。</p> <p>原案の内容は中間管理機構を通じて農地の利用権を設定するものです。</p> <p>内訳としましては、2年契約が1件1,355㎡、3年契約が12件54,642.52㎡、4年契約が2件21,331.24㎡、5年契約が3件7,128㎡、6年契約が11件77,410㎡、7年契約が1件8,711㎡、8年契約が1件1,999㎡、10年契約が17件63,126㎡、11年契約が5件29,173㎡で合計53件264,875.76㎡となっております。</p> <p>詳細は、議案資料1ページから108ページのとおりです。</p> <p>なお、権利の設定を受ける者については、地域計画公告時に農業を担う者として既に位置づけられている者もしくは事後の変更として地域計画の見直しの際、目標地区に位置付ける者であることを本市農業振興課から確認しております。</p> <p>以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可・公告されます。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>それでは採決に移ります。</p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」提案の原案について異議なしの旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。受付番11から12の2件について事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局員 (西城出張所)</p>	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 11</p> <p>位 置 等： 説明資料 5～6 ページに記載</p> <p>転用事由： 車庫</p> <p>資金計画： 全額自己資金</p> <p>他 法 令： 該当なし</p> <p>周辺影響： 影響ないと確認</p> <p>除外手続： 除外不要</p> <p>そ の 他： なし</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>受付番号 12</p> <p>位 置 等： 説明資料 7～20 ページに記載</p> <p>転用事由： 営農型太陽光発電設備</p> <p>資金計画： 全額自己資金</p> <p>他 法 令： 該当なし</p> <p>周辺影響： 影響ないと確認</p> <p>除外手続： 除外不要</p> <p>そ の 他： 一時転用期間の更新のための申請</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。</p>
<p>9 番前田委員</p>	<p>受付番号 12 について、申請者の住所の記載が議案と添付資料で違っていますが、どちらが正しいのでしょうか。</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>住所は議案の記載が正しいものになります。申し訳ございませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。ほかにございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>

議長	<p>それでは採決に移ります。議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」受付番号11から12の2件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>それでは議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」受付番号11から12の2件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>挙手全員、許可することと決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第4号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号40から45の6件について事務局からの説明を求めます。</p> <p>(説明 以下 概要)</p>
事務局員 (本庁)	<p>受付番号40</p> <p>位置等：説明資料21,22ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成15年ごろから耕作が難しくなり、申請者も遠方に住んでおり手入れができず原野化しており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：申請地は草木が生い茂り山林、原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
事務局員 (本庁)	<p>受付番号41</p> <p>位置等：説明資料21,23ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和60年頃、当時所有者であった申請者の母が叔父の口添えで河川工事に伴う残土を受け入れたとのことで現状、雑種地となっており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：申請地は、土砂で埋められており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>受付番号 42 位置等：説明資料 21, 24 ページに記載 潰廃事由：昭和 60 年ごろに父が農業用倉庫を建設して現在に至っており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は、倉庫が建設されており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>受付番号 43 位置等：説明資料 7, 25 ページに記載 潰廃事由：平成 6 年頃から、申請者の父が高齢のため耕作ができなくなり、雑木が生えて原野化しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は、原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
<p>事務局員 (高野出張所)</p>	<p>受付番号 44 位置等：説明資料 26, 27 ページに記載 潰廃事由：昭和 36 年 6 月に申請者が農地を取得し、令和 7 年 10 月までの間、送電用の鉄塔用地として使用していた。同年 10 月に鉄塔を撤去し現在は原野になっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
<p>事務局員 (比和出張所)</p>	<p>受付番号 45 位置等：説明資料 28, 29, 30 ページに記載 潰廃事由：昭和 53 年ごろに所有者が庄原市外に転出して申請地の管理ができておらず、また、親戚が耕作していた畑も体調不良により平成 16 年ごろから耕作ができなくなったことからいずれも原野化しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。</p>

議長	<p>(なしとの声)</p> <p>それでは採決に移ります。議議案第4号「非農地証明申請について」受付番号40から45の6件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>それでは、議議案第4号「非農地証明申請について」受付番号40から45の6件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>挙手全員、証明することと決定されました。</p>
議長	<p>以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(その他事項について資料にて説明)</p> <p>○会長報告</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員会 ・「恵みの大地」冬号(1月20日発行予定) <p>○今後の主な日程</p> <p>の報告を行った。</p>
議長	<p>以上事務局からの報告・協議でした。</p> <p>みなさんから全体を通してご質疑、意見等がございますか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>以上で本日の日程をすべて終了しました。</p> <p>これをもって、第10回農業委員会総会を閉会といたします。(午後2時25分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和8年1月6日

議 長
(道下 和子) _____

2 番委員
(堀江 唯雄) _____

3 番委員
(木村 英宗) _____